

## 教員育成をめざす教職課程の構想Ⅱ - 私立大学における教員養成に係る質保証 -

田子 健<sup>1</sup>

### はじめに

私立大学における教員養成は、教員養成制度の全体に対して質量とも非常に大きな比重を占めており、正規の免許資格を与える大学セクターとして、この制度のなかに正しく位置し続けることが、今後の教員養成の展開からも重要である。本稿では、私立大学自身が教員養成改革に対する当事者として、このことを的確に捉えた自己改革の方法を持つことが課題であることから、その中心課題となる教職課程の質保証評価について考えてみたい。

### 1 教職課程質保証評価の位置

#### 1-1 端緒

##### 1-1-1 「6年一貫の教員養成」

現在の教員養成・免許制度改革論の端緒は、2009年の民主党マニフェストにおける「6年一貫の教員養成」にある。政策史的に見て、従来の教育職員免許法改正による教職課程カリキュラム改革とは異なる免許制度自体の改革の提起であって、免許の基礎資格である学歴要件の変更（学部卒から大学院修士課程修了を基本）を中軸とした教員（養成・研修・採用）制度の抜本的な改革を行うとしたものであった。この構想は綿密な検討を経たものともいえず、未発に終わったが、2019年新教職課程の発足までの10年の改革期の端緒として記憶される。

##### 1-1-2 制度改革全体への位置づけ

教職課程評価などによる質保証の問題は、もちろん2009年以前から存在したが、制度改革全体と結びついたのはこの時期であり、今後の養成・免許制度は、基礎要件、養成カリキュラム、質保証の3層構造となると見られるようになった。2012年の中教審答申に至る2009年から2011年が、他の時期に例を見ない制度改革議論の時であったことは明らかである。この契機は、とりわけ質保証評価に対して、その後どのような展開をもたらすこととなったのだろうか。

#### 1-2 中央教育審議会答申

##### 1-2-1 2012年答申

中教審答申（2012年8月28日「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」）には、教育実習の長期化や修士課程を経なければ教員免許を得ることができないほどのことは記されておらず、「6年制」に代わる「教職生活の全体を通じた」という改革の方向性が打ち出された<sup>1)</sup>。

---

<sup>1</sup> 東京薬科大学生命科学部教職課程研究室

## 1-2-2 2015年答申

2012年答申の具体化ともいう性質を持つ「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」は、教員育成制度の創設を提唱し、都道府県・政令市に置かれた教員育成協議会の審議を経た教員育成指標による教員養成・研修の展開を今後の教員の資質能力の向上の具体方策の根幹とした。大学の教員養成について、2016年の教育職員免許法の改正によるカリキュラムの改革を実施した。同時にこれを担保する教員養成の質保証について課題として指摘した<sup>2)</sup>。

## 2. 私立大学における教員養成の自律的な質的向上の取組

### 2-1 重要な自律的な質的向上の取組

#### 2-1-1 自律的な質的向上の取組の進展

正規教員だけで130万人の労働市場に対する供給元が、将来的にも教職大学院のみであることは難しく、一般大学の学部、大学院研究科において、開放制にもとづく教員養成が実のあるものとして行われることで、真の意味での養成の高度化が図られ、教員需要に対する余裕をもった制度的対応も可能となる。現在相当多くの私立大学において、自らの行う養成の水準に対する自覚が高まり、2019年度からの新課程の準備を通じた自律的な質保証の方法を内包する新時代の教員養成のカリキュラムのあり方について真剣な議論が続いている。「教職センター」、「教職指導センター」等の名称の全学的な教員養成の管理運営主体が相次いで創設され、大学内において通常の組織として認知されている。私立大学自身が、今後の教員養成の担い手となる可能性を十分に持つことに気づいた点に、この間の制度改革議論の本当の意義があったともいえる<sup>3)</sup>。

### 2-2 質保証のための前提

#### 2-2-1 学歴要件の向上策

一方、学部レベルでも修士レベルでもどちらも同じ教諭として採用される現行教員免許制度のもとでは、教育系の進路を模索する高校生が最終学歴目標を学部段階におくことには合理性がある。今日すでに他の専門職や理系分野の企業就職の場合、修士修了基準が一般的となっていることから見て、教育職においても修士レベルを本線とする採用に切り替えない限り、教職志望者の資質能力を制度的に引き上げる可能性は残念ながら弱いこととなる。このようにみると、様々な能力を持つ学生を擁する私立大学にとって、学歴要件の高度化による養成教育の充実策に取り組む価値はある。

#### 2-2-2 現行養成の改善

同時に現在の教員養成制度の改善による質的な向上方策をとることは、現実的で実効をより期待できる改革の方向であるといえ、教員養成への社会的な責任の観点からも早急な実現が求められているということになる<sup>4)</sup>。また教職課程の教育が教員としての生涯学習を可能とする双方向型の授業スタイルに転換し、学習する学生が何を身につけるかを明確にした履修モデルを基本として、日々の教育が行われるよう、その実現を早急に図ることは、教職課程教育がより大学教育全体との融合を進めることに通じる<sup>5)</sup>。

### 3. 私立大学に可能な質保証評価の仕組みづくり - 「教員養成質保証評価機構」の発足を -

#### 3-1 現状評価と今後の方法

##### 3-1-1 養成系大学を中心とした試みの検証

この間、東京学芸大学を中心とした学部段階の教員養成に関わる大学間相互の評価も第一次の検討段階を終え、2014年度から評価の試行実施の段階に移行したが、2017年度に一応の終了を見ている。質保証評価事業の難しさが浮かび上がる。

東京学芸大学を中心とした評価プロジェクトの取り組みの結論は、学部を単位とした質保証評価の実施ということであり、次頁以下に示した具体的な評価項目もそのように作成されている。この先行事例、つまり国立教員養成学部を前提にした大学全体及び学部を単位とする質保証の仕組みは、なかなか私立大学には適用しにくいところがある。もちろん汎用性に配慮された点は評価されるし、試行には私立大学も参加している。関係者の努力には頭の下がる思いであるが、特に開放制を基本とする専門学部学科をベースとする私立大学での質保証評価の具体化の視点から、この間の検証を行う必要がある。そうすることで質保証評価について、近い将来に新たな変化の時期を迎える可能性はあり得るだろう<sup>6)</sup>。

##### 3-1-2 開放制教員養成に適した方法

学部の目的を教員養成とする養成系の国立大学と開放制による私立大学では、それぞれに応じた評価の方法が必要である。各大学における教員養成改革の努力と成果は、それぞれ適正な結果判断が得られるような質保証評価が行われなければならない。学部単位の評価とした場合、学科ごとの課程認定を基本とした現行の制度基準によって学科ごとに的確な運営を行っていても、これが正しく評価されにくい場合があることから、私立大学の行う教員養成の理念、特質を踏まえた質保証評価の方法論を構築することは急がれる課題である。

#### 3-2 私立大学の連携による「教員養成質保証評価機構」の発足を

教員免許が教員の生涯成長を支える根拠として機能することが求められるなかで、私立大学における教職課程の質保証評価は、今後その仕組みの中核に位置づくものとなるだろう。質保証評価を通じて、大学は今後の教員養成の課題を明確にできる。私立大学の多くが参加可能な「教職課程質保証評価機構」のあり方を実現すべき時機を迎えている。これには大学間の教職課程相互評価の実施を通じた自律的な改善を私立大学として真剣に考えることが導入のための最善に近い選択肢である。

## 基準領域1 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

### 基準1-1 教員養成教育に対する理念の共有

- 観点1-1-1 当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している
- 観点1-1-2 当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している
- 観点1-1-3 「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している
- 観点1-1-4 当該機関における主要な進路のひとつとして「教職」を位置づけている

### 基準1-2 教職課程のカリキュラム編成の工夫

- 観点1-2-1 当該機関として適切なディプロマ・ポリシーを設定している
- 観点1-2-2 当該機関のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに一貫性がある
- 観点1-2-3 大学の教育活動と社会（外部）との積極的な関わりを構築している

### 基準1-3 教職員の組織体制に関する工夫

- 観点1-3-1 研究者教員と学校現場での優れた実践経験を有する教員との共同指導體制を構築している
- 観点1-3-2 事務系組織も含め、教職員全体で学生の学びを支援している

### 基準1-4 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用

- 観点1-4-1 学生の教職志向を把握し、学部教育の改善に活かしている
- 観点1-4-2 当該機関の教員養成教育のあり方を恒常的に見直す体制を構築している
- 観点1-4-3 当該機関における教職履修者数が適正な範囲である
- 観点1-4-4 大学の授業の質的向上のために組織的な取り組みを展開している

## 基準領域2 教職を担うべき適切な人材の確保

### 基準2-1 教職課程への学生の導入に関する工夫

- 観点2-1-1 教職を担うにふさわしい人材を集めるアドミッション・ポリシーを設定している
- 観点2-1-2 教職を担うにふさわしい学生の募集・選抜・選考等を実施している
- 観点2-1-3 教職を担うにふさわしい人材の確保について恒常的な改善に取り組んでいる

### 基準2-2 教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導

- 観点2-2-1 教職志望の学生の学習ニーズ（適性・意欲およびそれに基づいた学習課題）を把握している
- 観点2-2-2 教職志望の学生に対する適切な履修指導を行っている
- 観点2-2-3 教職への適性が乏しいと判断された学生に対して適切な指導を行っている

## 基準領域3 教職へのキャリア・サポート

### 基準3-1 教職への意欲や適性の把握

- 観点3-1-1 在学中の折々に学生の教職に対する意欲を把握している
- 観点3-1-2 在学中の折々に学生の教職に対する適性を把握している
- 観点3-1-3 個々の学生のニーズの把握に基づいた適切なキャリア支援を行っている

### **基準 3-2 履修指導を支える組織体制やシステムの充実**

- 観点 3-2-1 教職入職に関する各種の情報を適切に提供している
- 観点 3-2-2 教員養成教育の成果の検証を踏まえた改善システムを構築している
- 観点 3-2-3 教員免許状の取得や教員採用試験合格のみをゴールとしない、多様なキャリア支援に取り組んでいる
- 観点 3-2-4 在学中のメンタル・サポートの体制を整えている

## **基準領域 4 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営**

### **基準 4-1 大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実**

- 観点 4-1-1 大学としてふさわしい自律的な運営体制を構築している
- 観点 4-1-2 幅広い教養教育をベースとした専門性の高いカリキュラムを提供している
- 観点 4-1-3 教員の研究成果と教育内容を有機的に関連させている
- 観点 4-1-4 当該機関の設置理念・目的を構成員が共有している

### **基準 4-2 創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実**

- 観点 4-2-1 学生自身による課題発見・課題解決型の学習を促す工夫に取り組んでいる
- 観点 4-2-2 学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成する場を設定している
- 観点 4-2-3 学生の研究志向を育むカリキュラムを提供している

## **基準領域 5 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ**

### **基準 5-1 学校現場への理解と教育実習の充実**

- 観点 5-1-1 公教育システムと学校についての広い視野を醸成する機会を提供する
- 観点 5-1-2 教育の実際場面に学生が触れる機会を設定する
- 観点 5-1-3 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する

### **基準 5-2 体験の省察・構造化の充実に関する工夫**

- 観点 5-2-1 様々な体験活動とその省察による往還の機会を提供する
- 観点 5-2-2 様々な発達段階に関する教育実践的な情報を提供する

### **基準 5-3 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実**

- 観点 5-3-1 教育委員会や学校と大学との組織的な連携協力体制を構築している
- 観点 5-3-2 当該機関の教員養成教育に適う学校現場等での優れた実践経験を有する者を招聘・採用している

出典：東京学芸大学教員養成評価プロジェクト「教員養成教育の自律的質保証に向けて」2014年。「教員養成評価プロジェクト」東京学芸大学HP等参照のこと。

## おわりに

異なる大学の教職課程が相互に励まし切磋琢磨し合う関係の構築を通じて、大学間の教職課程相互評価による「対話」を重ねることを通じて、質保証評価の実施に道筋がついていくだろう。

小論は拙稿「私立大学は教員養成改革にどう取り組むべきか - 私立大学における教員養成における質保証の課題 -」（「シナプス」第46号、2015年6月）に大幅な加筆修正を行ったものである。

## 註

- 1) 全国私立大学教職課程研究連絡協議会編『教員養成制度改革資料集Ⅱ』2014年11月、35-71頁に収録。
- 2) 一般社団法人全国私立大学教職課程協会編『教員養成制度改革資料集Ⅲ』（2018年2月刊行予定）所収答申、法令等参照のこと。
- 3) 2013年段階での協議会加盟校の大学院修士課程を中心とした教員養成に関する意識を調査したものとして、全国私立大学教職課程研究連絡協議会編『大学院教職課程を中心とした私立大学教課程の充実に関する調査』（2014年3月、全104頁）がある。教職センター、教職課程情報公開、質保証に関する取り組みの項目もある。
- 4) これについて、註1に収録した文部科学省合田哲雄氏の「教育改革の動向と教員の資質能力の向上について - 私立大学教職課程に期待すること -」（全私教協第34回大会講演、2014年5月）が興味深い。のこと。
- 5) 森山賢一「教員養成における単位の実質化への取り組み」『文部科学通信』No.351-353、2014年11-12月。
- 6) この予測の根拠として、本文においても触れているが、2014年7月に中央教育審議会教員養成部会ワーキンググループによる「論点整理」がある。註1の資料集71-79頁。また拙稿「教師教育改革の新動向（日本）」（日本教師教育学会編『教師教育研究ハンドブック』学文社、2017年所収）が制度改革の全体を俯瞰している。